

掛川市議会規則第2号

掛川市議会会議規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年12月21日

掛川市議会議長

掛川市議会会議規則の一部を改正する規則

掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8節 表決（第67条―第77条）」を

「第8節 表決（第67条―第77条）」

に改める。

第8節の2 公聴会及び参考人（第77条の2―第77条―8）」

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第1章第8節の次に次の1節を加える。

第8節の2 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手續）

第77条の2 議長は、会議において公聴会を開く議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を告示しなければならない。

（意見を述べようとする者の申出）

第77条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験を有する者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第77条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 議長は、公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な発言があるときは、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員及び公述人の質疑）

第77条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第77条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第77条の8 議長は、会議において参考人の出席を求める議決があったときは、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 第77条の5から第77条の7までの規定は、参考人について準用する。

第98条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第132条第1項を次のように改める。

請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所（法人の場合は、その所在地及び名称）を記載し、請願者（法人の場合は、その代表者）が、署名又は記名押印しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。